

八街市北部地域包括支援センター運営業務委託仕様書

本仕様書は、介護保険法（平成9年法律第123号以下「法」とする。）第115条の46の規定に基づき、本業務受託法人（以下「受託法人」とする。）が設置した地域包括支援センターにおいて実施する業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 地域包括支援センターの設置目的

地域包括支援センターは、地域の高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な相談・援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的・継続的に支援する中核機関となることを目的として設置する。

2 業務地域

本業務を行う地域は八街市日常生活圏域「八街中学校区生活圏域」及び「八街北中学校区生活圏域」（以下「業務地域」とする。）とする。

3 業務委託期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする。

4 設置場所

次に掲げる要件を満たした場所に設置すること。

- (1) 業務地域内に設置すること。
- (2) 法人の本体施設及びサービス提供事業所とは別施設であることが望ましい。
ただし、法人の本体施設内及びサービス提供事業所内に地域包括支援センター施設を設置する場合は、専用部屋を確保し明確に空間を分けること。

5 業務対応時間

施設の業務日及び業務時間は次のとおりとする。

- (1) 業務日 月曜日から金曜日
- (2) 業務時間 午前8時30分から午後5時15分
なお、業務時間帯以外であっても地域の住民、関係団体等への会議の出席を求める場合がある。
※ 業務時間帯以外においても、24時間連絡可能な体制を整えること（電話などにより、緊急時に対応可能な連絡体制を確保すること。）
- (3) 休業日 土・日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日まで

6 職員体制

専門職の人数は、(1)から(3)までに定める職員を常勤で各2人以上、かつ、合計で7人配置し、当該職員のうちの1人を管理者とすること。

- (1) 保健師その他これに準ずる者
これに準ずる者とは、地域ケア、地域保健等に経験があり、かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する看護師とする。
※ 看護師には准看護師は含まない。
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者
これに準ずる者とは、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上または介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者とする。
- (3) 主任介護支援専門員その他これに準ずる者
これに準ずる者とは、ケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識および能力を有している者とする。
- (4) その他の職員の配置
 - ① 専門職のうち1人は認知症地域支援推進員を兼務すること。
 - ② 専門職の他に生活支援コーディネーターを1人配置すること。
 - ③ 専門職の他に事務職を配置することができる。
 - ④ 指定介護予防支援事業所として必要な人員については、受託法人において配置すること。
- (5) その他の事項
専門職の退職、産前産後休暇・育児休暇または30日以上病気休暇等を取
得する場合は速やかに市に報告し、代替職員を補充すること。

7 その他

下記のことについて、留意すること。

- (1) 機械警備の設置をし、セキュリティを確保すること。
- (2) 事務室及び運営に必要な相談室、会議室、施錠できる保管庫を有すること。
- (3) 机、椅子、パソコン、プリンタ、専用の電話及びFAX等を設置すること。また、受付カウンターを設置することが望ましい。
- (4) インターネットに接続できる環境を整備し、専用の電子メールアドレスを取得すること。また、インターネットを利用したオンライン会議や研修が実施できること。
- (5) 地域包括支援センター業務において訪問で使用する自動車等を配備すること。
- (6) 利用者のための駐車場スペースを確保すること。
- (7) その他業務に必要なものを揃えること。
- (8) 設備類等設置に要する経費は、受託法人の負担とする。なお、設備類に係る契約等に市は一切関与しないものとする。
- (9) 地域包括支援センターには看板を1つ以上設置し、地域住民へ周知すること。

8 業務内容

【包括的支援事業】

(1) 第1号介護予防支援事業（法第115条の45第2項第1号二）

要支援及び基本チェックリストの記入内容が事業対象の基準に該当した者に対して、介護予防および日常生活支援を目的として、心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、適切なサービスが包括的・効率的に提供されるよう必要な援助（介護予防ケアマネジメント）を行う。

なお、介護予防ケアマネジメント業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託できるものとする。

(2) 総合相談支援業務（法第115条の45第2項第1号）

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用につなげる等の支援を行うこと。

① 地域におけるネットワークの構築

支援を必要とする高齢者を適切な支援につなぎ、継続的な見守りを行い更なる問題の発生を防止するため、地域の関係者のネットワークの構築を図る。

こうしたネットワークの構築のため、関係機関等の会議や行事等に積極的に参加するとともに、地域の社会資源やニーズの把握に努めること。

② 地域の実態把握

高齢者世帯への戸別訪問や地域住民からの情報収集など、圏域内の地域特性に合わせた方法により、高齢者や家族状況等についての実態把握を行う。

③ 総合相談支援

・本人、家族、近隣住民、地域のネットワーク等を通じた相談を受けて、的確な状況把握等を行い、相談内容に応じた適切なサービスまたは制度に関する情報提供や関係機関への紹介等を行うこと。

・専門的・継続的な関与または緊急の対応が必要と判断した場合には、より詳細な情報収集を行い、課題等を明確にした上で個別支援計画を策定すること。また、支援計画に基づき、適切なサービスや制度につなぐとともに、定期的に情報収集を行い、期待された効果の有無の確認と継続的フォローを行うこと。

(3) 権利擁護事業（法第115条の45第2項第2号）

地域住民、民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利養護のための必要な支援を行うこと。

① 成年後見制度の利用促進

成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者の親族等に対して、制度の説明や申立てにあたっての関係機関の紹介等を行う。

申立てを行える親族がいないと思われる場合や親族がいても申立てを行う意思がない場合で制度の利用が必要と認める場合、速やかに市に報告する。

② 老人福祉施設等への措置の支援

虐待等の場合で、高齢者を老人福祉施設等への措置入所させることが必要と判断した場合は、市に当該高齢者の状況を報告し、措置入所の実施を求める。

③ 高齢者虐待への対応

虐待の事例を把握した場合には、「高齢者虐待の防止、高齢者の要援護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号）等に基づき、速やかに事例に則した適切な対応を行う。なお、業務の詳細については、「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と要援護者支援について」（平成18年4月厚生労働省老健局）を参照すること。

④ 困難事例への対応

高齢者やその家庭に重層的に課題が存在している場合、高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例を把握した場合には、専門職で対応を検討し、必要な支援を行う。

⑤ 消費者被害への防止

消費者被害を未然に防止するため、市消費者センターと適宜情報交換を行うとともに関係機関に情報提供を行う。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（法第115条の45第2項第3号高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携等、地域において、多職種相互の協働等により連携し、地域における体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行うこと。

① 包括的・継続的なケア体制の構築

医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関の連携を支援する。

② 地域における介護支援専門員ネットワークの活用

地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、介護支援専門員相互の情報交換を行う場を設定するなど、ネットワークを構築し、その活用を図る。

③ 介護支援専門員の日常的個別指導・相談支援

介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的な見地からの指導、助言を行う。

また、資質向上を図る観点から市との協働で事例検討会や研修会を開催する。

④ 支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、適宜、地域包括支援センターの各専門職や地域の関係者、関係機関との連携のもとで、具体的な支援方法を検討し、指導・助言等を行うこと。

【包括的支援事業（社会保障充実分）】

（１）地域ケア会議

多職種による専門的視点からの意見交換により、高齢者の生活の課題を抽出し利用しているサービスの妥当性を見直すこと。個別の課題分析等を通じて地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくりを行うものとして、市主催の地域ケア会議へ参加をすること。

（２）生活支援体制整備事業

生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加促進の支援を行う。また、生活支援コーディネーターと協同し、介護予防・日常生活支援の多様な主体によるサービスの創出や、地域における健康づくりのための体制の検討、高齢者を支援する既存の社会資源の把握及び拡充により、地域における支え合いの体制づくりを推進する。

（３）在宅医療・介護連携推進事業（法第１１５条の４５第２項第３号）

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、関係機関と連携を図るために実施している多職種交流会等の市の事業に参加・協力すること。

（４）認知症総合支援事業（法第１１５条の４５第２項第６号）

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、関係機関と連携を図りながら認知症やその家族の支援を行うこと。

① 認知症地域支援の推進

認知症地域支援推進員を中心として、認知症の人やその家族の相談支援を行うとともに医療・介護等の連携強化等による地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ること。

ア) 認知症の人やその家族に対する相談支援

イ) 地域において認知症の人を支援する関係機関や関係者の連携体制の構築

ウ) 病院や介護保険施設等の認知症対応力向上を図るための支援

エ) 地域密着型サービス事業所と介護保険施設等での在宅生活継続のための相談・支援

オ) 認知症サポーター養成講座の開催

カ) 認知症カフェの開催および開設に関する支援

キ) その他認知症地域支援に関し必要な業務

【任意事業】

(1) 住宅改修理由書の作成

居宅介護支援、介護予防支援の提供を受けていない要介護・要支援の被保険者への住宅改修理由書を作成すること。

住宅改修理由書の作成をした場合には、委託料とは別に受託法人の収入とする。 2, 200円/件

【指定介護予防支援事業】

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、心身の状況及び生活環境等を勘案し、介護予防サービス計画を策定するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等との連携調整等を行うこと。

受託法人は、法第115条の22の規定に基づき、介護予防支援事業者の指定を受けて実施し、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚生労働省令第37号)を遵守するものとする。

(1) 担当件数

専門職は包括的支援事業の実施に支障を来さない範囲で指定介護予防支援業務との兼務を可能とするが、1人あたりの担当件数は月10件(介護予防ケアマネジメントを含む)を上限とする。ただし、上限を上回った場合には、両者が協議し、年度末に精算する場合がある。

(2) 指定居宅介護支援事業所への一部委託

指定介護予防支援業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託する場合、特定の指定居宅介護支援事業所に偏ることがないよう、公正・中立性の確保に努めること。

【一般介護予防事業】

(1) 介護予防把握事業

総合相談業務において、市に住所を有する閉じこもり等で生活機能の低下が疑われる者を関係機関との連携を図りながら早期に把握し、介護予防活動へつなげるよう支援する。

(2) 介護予防普及啓発事業

ネットワーク構築に関する活動・会議において、介護予防に資する基本的な知識の普及啓発を図る。

【その他の事業】

- (1) 運営推進会議への出席協力
地域密着型サービス事業所が開催する「運営推進会議」に出席協力すること。
- (2) 申請支援・代行業務
保健福祉サービス等の利用申請手続きが困難な高齢者やその家族等に対し、適切な保健福祉サービス等の利用につながるよう、申請手続きの支援を行うとともに申請代行等の便宜を図ること。
- (3) 八街市地域包括支援センター運営協議会への出席協力
年2回程度開催をする八街市地域包括支援センター運営協議会への資料作成及び出席協力をする。

9 事業計画・事業報告

- (1) 年度当初の書類提出
毎年度当初に「事業計画書」及び「収支予算書」を提出すること。
- (2) 年度終了時の書類提出
毎年度業務完了の日から起算して、3か月以内に「事業報告書」及び「収支決算書」を提出すること。
- (3) 実績報告書等の提出
毎月毎の「業務実績報告書」及び「職員勤務状況報告書」を翌月15日（土・日・祝日等にあたる場合は、これらの日の翌日）までに提出すること。

10 委託料の請求・支払い

4月から9月までの委託料は4月末までに、10月から翌年3月までの委託料は10月末までに支払いをすることとするため、受託法人は、地域包括支援センター業務委託契約書に従い、請求書を市に提出すること。

なお、市は請求書の受理後30日以内に委託料を支払うこととする。

11 法令等の遵守

受託法人は地域包括支援センターを運営するにあたり、法および関係法規を遵守すること。

12 秘密の保持

受託法人は、個人情報の取り扱いにつき、関係法規、市条例等を遵守し厳重に取り扱うとともに、その紛失、漏洩がないように十分配慮すること。

また、各事業の実施にあたり、当該事業の実施に関する個人情報の活用を図る必要があるときは、あらかじめ本人から個人情報を目的の最小限の範囲で利用することに同意を得ておくこと。

13 公正・中立性

受託法人は、地域包括支援センターを運営するにあたり、正当な理由なく特定の事業者・団体・個人を有利に扱うことがないよう十分配慮すること。

1 4 協議事項

地域包括支援センター業務委託契約書およびこの仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項に関しては、必要に応じて、両者が協議して定めること。